

とよた地域クラブ活動展開プラン

～こどもと地域がつながる新しいカタチ～



豊田市・豊田市教育委員会

はじめに

部活動の地域移行。戦後80年近く続いてきた我が国独自の「部活動」を、学校から段階的に地域に移行していく方針が、令和2年度に国から示されました。背景には、急速な少子化により学校単位で部活動の種目を維持できないことや、教員の働き方改革の推進があります。

これまで全国画一的に実施されてきた学校教育内での部活動は、かつてない大きな岐路に立たされており、全国の市町村が独自の裁量で従来の部活動に代わる活動を模索していくことになりました。

本市においても、少子化への対応や教員の多忙化解消は重大な課題となっており、できる限り早期に解決する必要があります。そこで、令和3年度から地域指導者と連携した休日部活動を進めるなど、順次地域移行に向けた取組を進めてきました。

令和5年度には、小・中学生や保護者へのニーズ・実態調査の実施や、地域、スポーツ・文化団体等との意見交換を重ね、令和6年度、本市における地域移行の方向性を示した「豊田市部活動地域移行プラン骨子」を策定しました。

プラン骨子の策定にあたっては、スポーツ・文化芸術活動が有する様々な価値（心身の健全な発達、夢や目標の形成、他者を尊重し協同する精神等）を考慮し、未来を担うこどもたちには、今後も確実に提供していく必要があると考えました。

また、地域でのつながりが希薄化する中、この取組は、こどもたちが地域で育つ大きなチャンスと言えます。スポーツ活動や文化芸術活動を通じ、地域の大人とこどもたちの接点をつくることで、子どもたちのコミュニケーション能力を高め、地域への愛着を醸成するとともに、地域でこどもが育つ持続可能な環境の実現を目指します。

こうした考えを踏まえ、この度「とよた地域クラブ活動展開プラン」を策定しました。本プランに基づき、こどもたち、そして地域社会が、「部活動を地域に展開して良かった」と思える、そんな未来の豊田市を目指して取組を進めていきます。

なお、地域全体で連携してこどもたちを支え、豊かで幅広い活動機会を保障するという理念を的確に表すため、この取組を「部活動の地域移行」ではなく、「部活動の地域展開」と表現することとします。

目 次

はじめに	1
第1章 プランの策定にあたって	
1 部活動の地域展開とは	3
2 豊田市の現状と課題	4
3 部活動の意義	6
4 ライフステージに応じた活動環境	7
5 現状とニーズの把握	8
6 計画の位置づけ・期間	9
第2章 目標と方針	
1 基本目標	10
2 基本方針	11
第3章 とよた地域クラブ活動	
1 活動・指導方針	14
2 対象者	14
3 地域指導者等	14
4 活動場所	15
5 活動日等	16
6 活動内容	17
7 大会・コンクール	18
8 費用	18
9 運営	19
第4章 持続可能な活動に向けて	
1 協議機関（豊田市こどものスポーツ・文化活動に関する協議会）	22
2 人材バンクの運用	23
3 指導者研修プログラムの運用	24
4 地域学校共働本部の強化	26
5 応援制度の運用	27
第5章 その他環境整備	
1 こども向けスポーツ・文化芸術活動の支援	28
2 小学生の環境整備	29
第6章 経緯・スケジュール	30

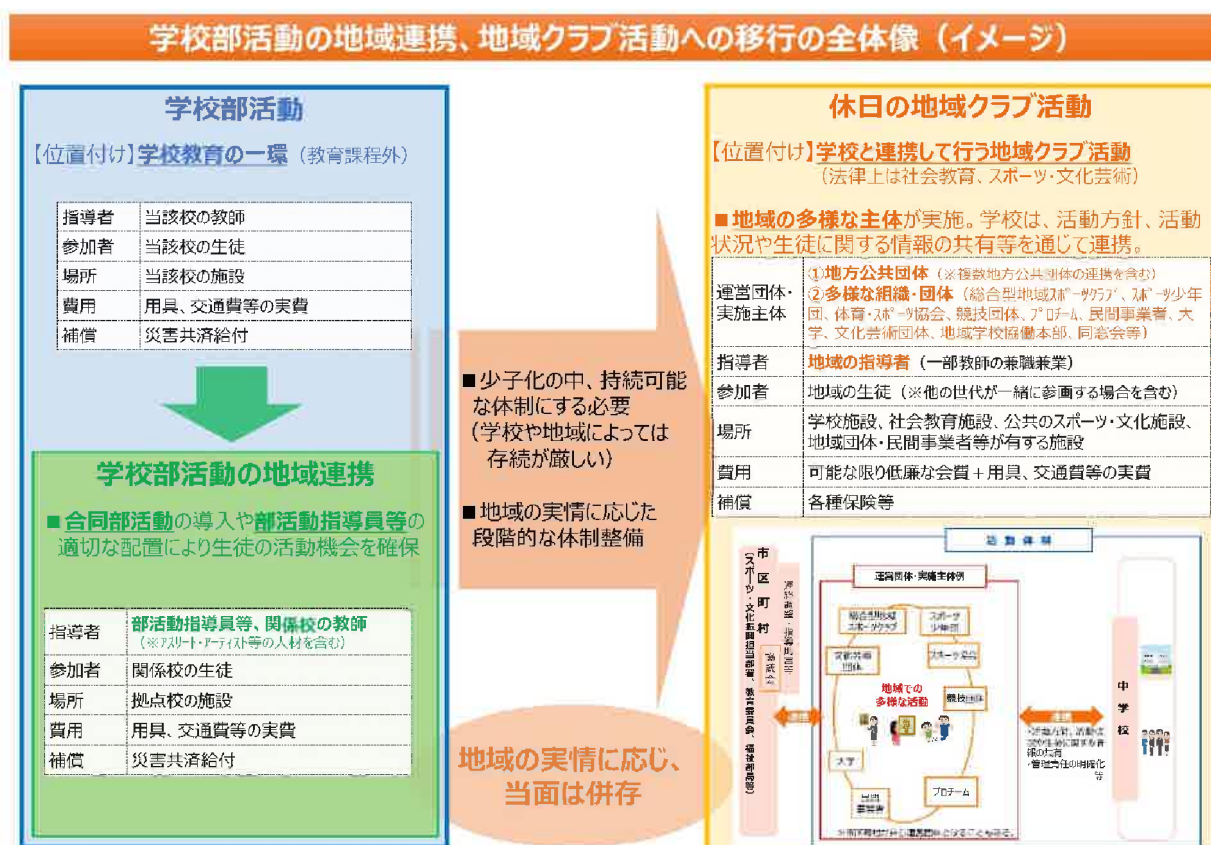
第1章 プランの策定にあたって

1 部活動の地域展開とは

これまで中学校の教員が顧問となり学校主体で行ってきた部活動を、新たに地域が主体となる仕組みに移行することを「部活動の地域展開」といい、新たな活動を「地域クラブ活動」といいます。

少子化や教員の働き方改革が進む中、こどもたちが将来にわたりスポーツ・文化芸術活動等に親しむ機会をもつことができるよう、全国的に進められている取組です。

市町村は、地域の実情を把握した上で、新たな仕組み（運営方針や運営団体など）をつくります。



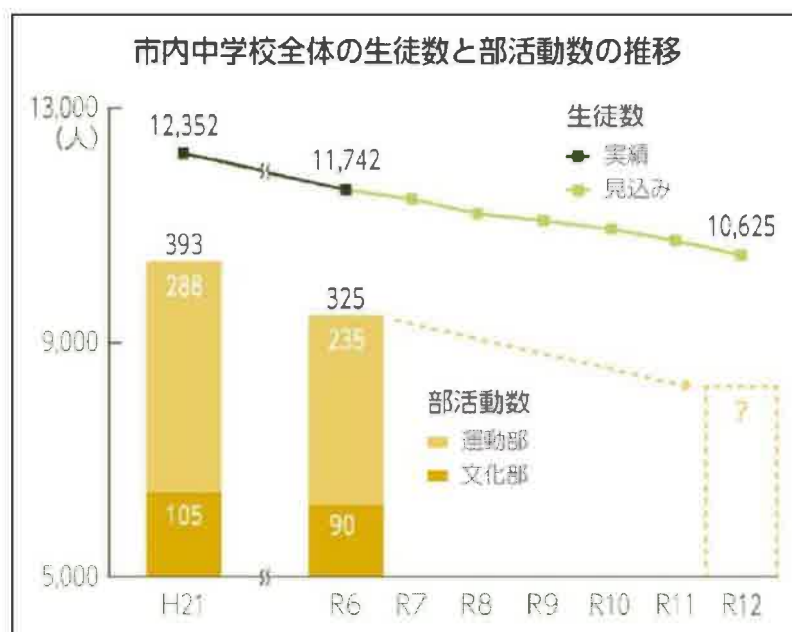
「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン 参考資料（令和4年12月/スポーツ庁・文化庁）」

2 豊田市の現状と課題

(1) 少子化の進展

市内中学校の生徒数は年々減少し、部活動の数も比例して減少しています。生徒数の減少は更に加速化する見込みです。

同時に、指導者となる教員数も減少していることから、部活動の維持が困難となっており、「入りたい部活動がない」、「チームが組めない」などの事態が市内の中学校ですでに起こり始めています。



(2) 教員の多忙化

近年、教員の多忙化の解消は喫緊の課題として認識され、ワーク・ライフ・バランスの観点から働き方改革が求められています。特に部活動については、「教師の献身的な勤務によって支えられており、長時間勤務の要因であることや、特に指導経験がない教師には多大な負担となっている」(「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」令和2年9月/文部科学省)といわれています。

豊田市では、第4次豊田市教育行政計画において、重点事業の一つとして「地域との連携による教職員多忙化解消推進事業」を掲げており、時間外在校等時間が6か月平均で月45時間を超える教職員の割合について、以下のとおり成果指標を設定しています。

- ① 小学校 46% (2020年度下半期) ➡ 0% (2025年度下半期)
- ② 中学校 58% (2020年度下半期) ➡ 0% (2025年度下半期)

(3) こどもにやさしいまち

① 豊田市子ども条例

豊田市は、こどもの権利を保障し社会全体でこどもの育ちを支え合うことにより、未来を担うこども達が幸せに暮らすことのできる地域社会を実現するために「豊田市子ども条例」を平成 19 年 10 月に愛知県下で初めて制定しました。

豊田市子ども条例 前文

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、自らの力で未来を切りひらく主体です。このため、子どもの心と体が大切にされなければなりません。子どもと子ども、子どもと大人とが、育ち合い、学び合う関係の中で、発達が保障され、社会と文化の創造に参加する機会が与えられなければなりません。

大人は、子どもとふれあい、子どもの声を聴き、子どもと共に生きることによって、喜びと夢を分かち合うことができます。子どもは、地域の宝であり、社会の宝です。保護者や、子どもにかかわる仕事や活動に従事する大人だけでなく、すべての市民が子どもに対する責任を負っています。このため、社会全体で、子どもと直接向き合う大人への支援と子どもが育つ環境づくりを進めなければなりません。

子どもにやさしいまちは、すべての人にとってやさしいまちになります。子どもが夢をかなえることができるまちは、すべての人にとって希望のあふれるまちになります。私たちは、子どもと大人が手をつなぎ、子どもにやさしいまちづくりをめざします。

私たちは、こうした考えのもと、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを進めることを宣言し、ここに豊田市子ども条例を制定します。

② 第9次豊田市総合計画

まちづくりの羅針盤となる総合計画において、5年間で特に注力する取組の方向性を示した「ミライ実現戦略 2030」では、以下の方針を示しています。

取組方針 1

ともにこどものミライに夢と希望をつくる

わたしたちは、本市が持つ誇るべき多様な地域性や価値、豊かな担い手を生かし、一人ひとりがつながり、楽しみながら、こどもたちが自らのミライに夢と希望を持てる社会をつくります

取組目標 ①

こどもが多様な生き方・暮らし方を 選択できる

- ☑ こどもがミライを生き抜く力と自己肯定感を高めている
 - こどもが多世代とのつながりの中で、多様な遊び・学び・体験ができる機会の充実
 - こどもが多様なキャリアや先端技術等を学ぶ機会の充実
- ☑ 人生100年時代に誰もが学び合いを通じていきいきと暮らしている
 - いつでも誰もがやりたいことに挑戦できる機会の充実
- ☑ 市民のまちへの愛着・誇りが育まれている
 - 「クルマのまち」の魅力を身近に感じられる機会の充実
 - 本市の多様な自然、歴史・文化芸術、スポーツの魅力の継承
 - シティプロモーションの推進

取組目標 ②

誰もがつながり合いの中で安心して 暮らすことができる

- ☑ まち全体がこどもの成長を支えている
 - 子育て支援や相談体制の充実
 - こどもが安心して過ごせる居場所の充実
- ☑ 誰もが地域・多世代でともにつながり合い、自分らしく暮らしている
 - 地域や多世代がつながり合う機会の充実と多様化



3 部活動の意義

部活動は学校教育活動の一環として行われるものであり、学習指導要領において以下のように示されています。

特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。
(中学校学習指導要領 第1章 総則 第1章第5の1のウ)

部活動は様々な過程を通して学校の授業や学校行事などでは得られない貴重な経験ができる活動です。また、同学年・異学年の仲間との集団活動を通して、互いを思いやる心や感謝の気持ち、連帯感などの豊かな人間性と社会性を育むことができます。

さらに、目標をもって主体的に部活動に参加するだけでなく、その経験を学校生活で生かすことで、より充実した学校生活を送ることができます。

児童生徒の体力の向上と情操の育成、豊かな人間性や生活の充実が図られるとともに、生涯にわたるスポーツ、文化、科学等との豊かな関わり方を学ぶことができ、児童生徒の「生き抜く力」の育成につながっていました。



4 ライフステージに応じた活動環境

生涯にわたりスポーツ・文化芸術活動等に親しむためには、ライフステージに応じた切れ目のない体験機会の提供や活動環境の整備を一体的に推進していくことが重要です。

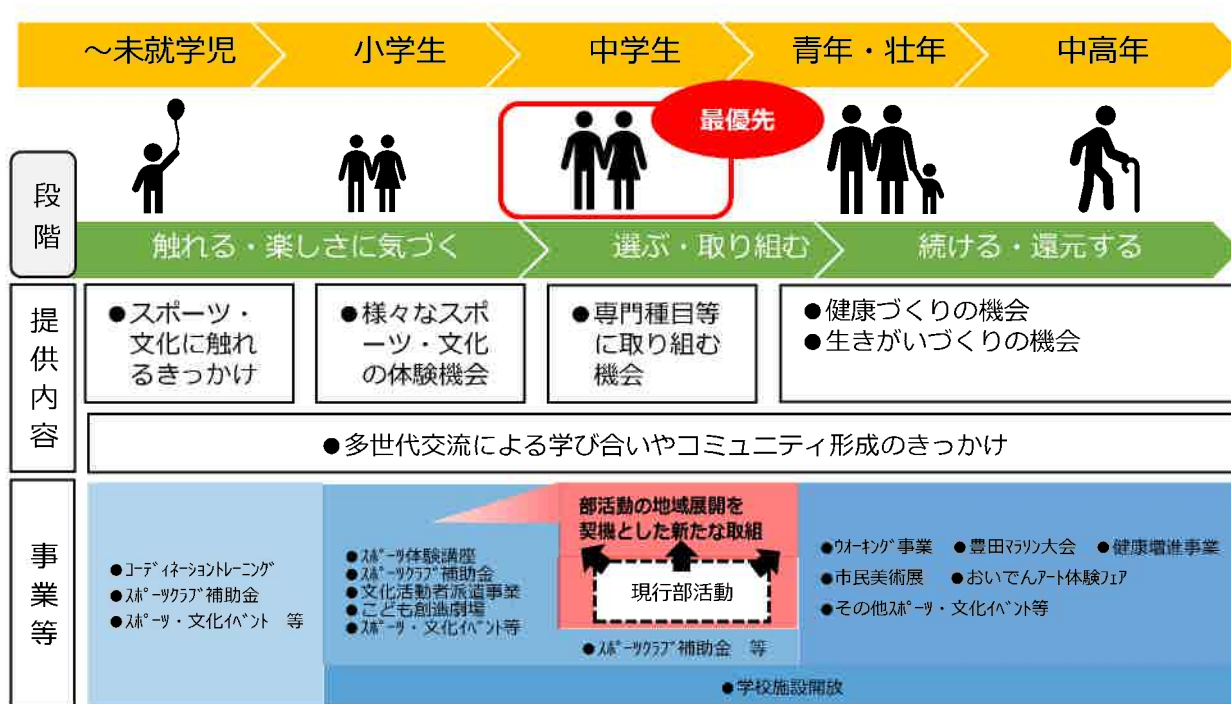
中でも、中学生のスポーツ・文化芸術活動等については、他の年代と比べ、学校教育が担ってきた部分が大きく、最優先で環境整備に取り組んでいくべきであると考えます。

また、豊田市における小学生のスポーツ実施率は全国平均等と比較し低い傾向にあるため、小学生のスポーツ・文化芸術活動等の環境整備も一体的に検討する必要があります。

※1日60分以上運動する割合（小学5年生）

【男】国 50.3%、県 49.2%、**市 48.2%**、【女】国 29.3%、県 27.8%、**市 23.2%**

出典：令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）



5 現状とニーズの把握

生徒や保護者のニーズ、地域や関係団体の意向等を把握するため調査を行いました。

(1) 児童生徒・保護者へのアンケート調査 【令和5年7月11日～7月31日】

- ア 対象：小学3～6年生、中学1～3年生、小・中学校の保護者 計61,434人
- イ 方法：WEBアンケート調査 ※児童・生徒はタブレット端末で回答
- ウ 結果：37,303人・回答率60.7%（こども89.7%・保護者37.9%）

(2) 地域へのヒアリング 【令和5年5月～令和6年3月】

- ア 対象：コミュニティ・スクール連絡会議、学校運営協議会等
- イ 方法：会議での説明及び意見聴取
- ウ 結果：28地区の状況を把握するとともに様々な意見を聴取

(3) 地域指導者、スポーツ・文化芸術団体へのヒアリング及びアンケート調査

【令和5年10月～11月】

- ア 対象：市スポーツ協会加盟団体、文化芸術活動団体、地域指導者
- イ 方法：アンケート調査、ヒアリング
- ウ 結果：アンケート（スポーツ38団体 50名、文化10団体 14名）

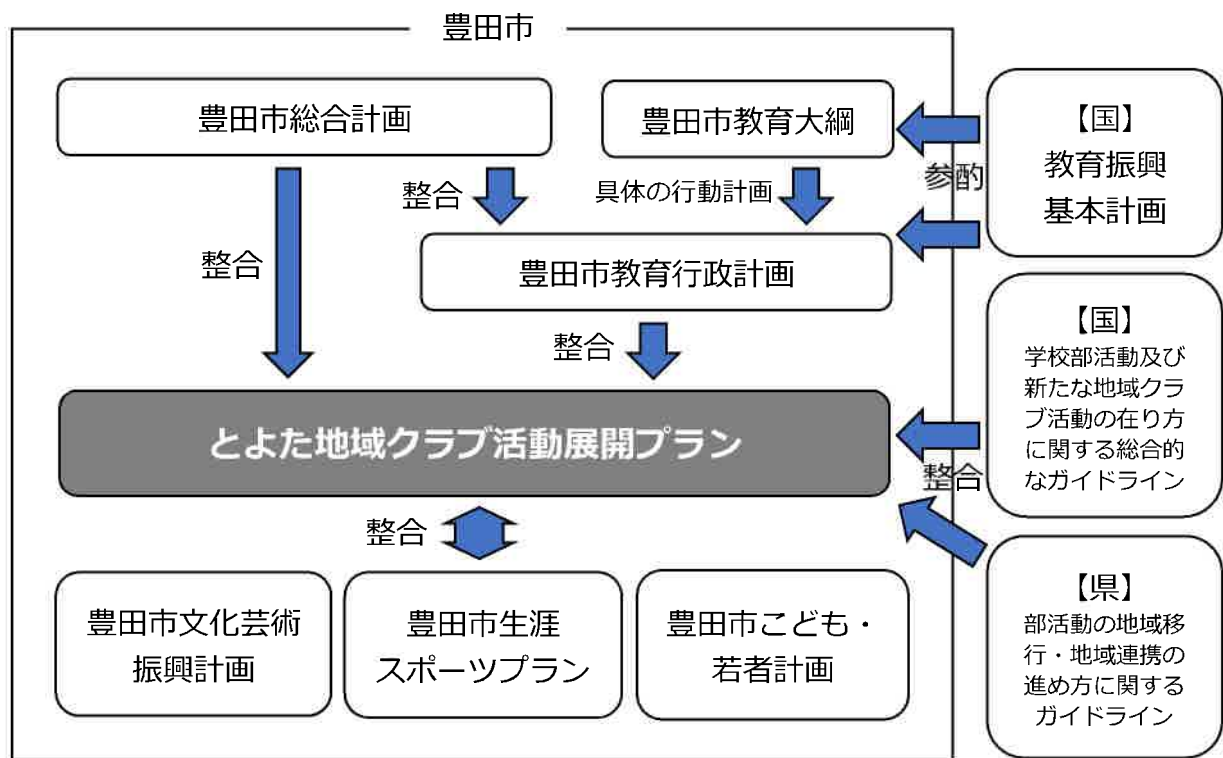
主な回答・意見は以下のとおりです。

こども	<小学生> ・8割以上が学校外の習い事を行っており、習い事の内容も多様 ・「これからやってみたいと思うこと」としては、「運動する」が最多 <中学生> ・8割以上が部活動に所属（運動部：約2／3、文化部：約1／3） ・所属理由は「興味・関心」、「成長への期待」等、自らの考えで部活動を選択 ・7割以上が現状の部活動に満足し、「土日の部活動は必要」と回答。また、7割近くが「今と同じ部活動を続けたい」と回答 ・一方、既存部活動にない活動（バドミントン、ダンス、軽音楽、演劇、書道等）のニーズ有り
保護者	・部活動は体力や技能の向上だけでなくコミュニティ形成や精神面での成長を期待 ・7割近くが「土日の部活動は必要」と回答 ・地域移行による心配事としては、「送迎の負担」が最多 （2位：平日・休日で指導者が異なる、3位：月謝等の費用負担）
地域	・こどものニーズ等をしっかり押さえた上で制度設計すべき ・地域環境や家庭環境による体験格差が広がらないよう留意すべき ・指導者不足を解消するため、中学校区を越えた「人材バンク」の設置や、指導者の質やこどもの安全を担保するための取組を進めるべき
スポーツ・文化芸術団体	・休日だけでなく平日の地域移行についても一体的に議論すべき ・競技に対するこどもの多様な志向性についても考慮すべき ・保険等を含め、安全管理の方法や責任の所在を明確にする必要有り
地域指導者	・指導者の8割以上が、こどもの成長に喜びを感じ、今後も続けたいと回答 ・心配事は緊急時の対応、熱中症対応が多くを占める ・大会の在り方、地域指導者の関わり方についても整理するべき

6 計画の位置づけ・期間

(1) 位置づけ

本プランは、豊田市総合計画・豊田市教育行政計画との整合及び市の関連する計画との連携を図った上で、部活動の地域展開に関する取組を推進するための基本的な考え方や施策を示すものです。



(2) 期間

本プランの期間は、国が定めている改革推進期間（R5～R7）の最終年度から、改革実行期間（R8～R13）の最終年度までの7年間とします。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
	改革推進期間			改革実行期間					
とよた地域クラブ活動展開プラン	準備	策定		地域展開		見直し			

計画期間の中間年となる令和10年度には、新たな仕組みの効果検証や全国的な状況を踏まえた上で中間見直しを行うほか、必要に応じて柔軟な見直しを行っていきます。

第2章 目標と方針

1 基本目標

地域ぐるみによる新たなスポーツ・文化芸術活動等の環境づくりは、こどもたちの貴重な学びや体験機会を確保するとともに、希薄になりつつある地域での大人とこどものつながりを生み出します。さらに、こどもたちが地域の大人の活躍を見ながらスポーツや文化を楽しむことで、地域への愛着を感じ、将来この活動や地域を支える大人へと成長していくことが期待されます。

豊田市では、部活動の地域展開をチャンスと捉え、スポーツ・文化芸術活動等を通じて地域内循環を促進し、こどもたちの成長や、地域の持続的な発展につなげていきます。

基本目標

スポーツ・文化芸術活動等を通じ、こどもが地域社会とつながり、生涯にわたって活躍できる「人づくり」及び「まちづくり」の推進



こどもたちがスポーツや文化活動を思いっきり楽しんでいる



こどもと大人がつながることで、こどもたちが地域への愛着を感じ、やがて地域の未来を担う大人へと成長していく

2 基本方針

基本目標を達成するため、令和8年度の夏以降、学校教育の一環として学校が実施してきた「学校部活動」を社会教育の一環として地域主体で実施する「とよた地域クラブ活動」へ移行し、以下の方針に基づき取組を推進します。

学校部活動

(学校教育)



とよた地域クラブ活動

(社会教育)

(1) 内容

方針① こどもファースト

- こどもの多様なニーズを満たし、自主性や社会性が育まれる活動
- 家庭や地域の事情にかかわらず、全てのこどもが多様な機会から選択できる活動

<ポイント>

- ・こどもや保護者の意向を踏まえ、原則、現行部活動と同じ種目・時間・場所
- ・休日だけでなく、平日の活動も一体的に推進
- ・原則、参加費無料（家庭の事情等による格差是正）※保険料等は参加者負担
- ・こどもの選択肢拡大に資する柔軟な運営（例：「体験型」活動の新設、小学生も参加できる仕組み、他中学校区活動への参加、合同部活動等）

方針② 地域で育み、共に楽しむ

- 地域の宝であるこどもを地域が主体となって育み、共に楽しめる持続可能な活動
- 地域の実情を踏まえ、地域で種目の新設や見直しが提案できる活動

<ポイント>

- ・地域固有の活動（伝統文化等）も活動種目として想定
- ・指導者として参加しやすい区分（技術指導者・補助員）の設定
- ・地域社会全体でこどもを支える仕組みとして、寄付や用具提供等を受け付ける応援制度を創設

方針③ 豊田市の強みを生かす

- 市内で活動する多様なスポーツ・文化芸術団体や企業、大学等と連携した活動
- 全中学校区に既に設置している地域学校共働本部を生かした地域ぐるみの活動

<ポイント>

- ・多様な人材と活躍機会をマッチングする人材バンクの設置
- ・企業、大学等と連携し、研修プログラムの作成や中山間地域の体験機会を拡充
- ・「地域学校共働本部」を実施主体とした運営（体制を強化）

① 運営主体【市】

- ② 実施主体【地域学校共働本部／28 中学校区に設置】

- ③ 種目検討主体【学校運営協議会※／28 中学校に設置】

※学校運営の方針等について学校と地域が一緒に話し合う会議体

教員に代わり指導を行う地域住民等

学校部活動の教育的意義や役割を継承・発展させるため、地域の一員として連携

The diagram illustrates the 'Shikoku Regional Sports and Cultural Activities Promotion Plan' with the following components and interactions:

- Operating Body (City) ①**: The top-level authority, providing support to the implementation body.
- (Human Resource Bank) Local Guides ④**: A support role for the implementation body.
- Local Residents**: Participate in activities and provide input to the middle school level.
- ⑤ Middle School**: A key stakeholder in the middle school zone, coordinating with the school operation agreement.
- ③ School Operation Agreement**: Coordinates with the middle school and provides input to the implementation body.
- Implementation Body (Regional School Cooperation Headquarters) ②**: The central body responsible for implementing regional club activities.
- Regional Club Activities**: The core activities being promoted.
- Participants**:
 - Children and Elementary School Students (Lower Grade)**: Participate in activities.
 - Elementary School Students (Upper Grade)**: Participate in activities.
 - Junior High School Students**: Participate in activities.
- Sports and Cultural Groups of Civilian Organizations**: Participate in activities and provide support to the implementation body.
- Business and Universities**: Provide support to the implementation body.
- Other Regional Club Activities**: Activities outside the main implementation body's scope.

Arrows indicate the flow of support, participation, and coordination between these entities.

小中学生のみなさんへ

「部活を地域で行うってどういうことだろう?」と、不安に思っている人も多いと思います。心配をかけてごめんなさい。

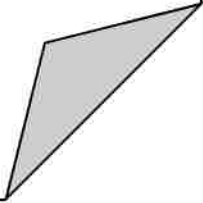
でも大丈夫。豊田市はこれまでの部活のように、みなさんがスポーツや文化を楽しむことができる活動をしっかり続けていきます。

部活という名前が「地域クラブ」に代わったり、指導者が先生から地域の方に変わったり、多少の変更はありますが、授業が終わってから学校でそのまま、今ある種目・活動に参加できるようにします。

さらに、これからはみなさんが「やってみたい」と思っている活動を増やしていきます。例えばバドミントンやダンス、バンド活動なんておもしろそう!

もし、お父さんやお母さんも不安に思っているようなら、このことを伝えてくださいね。

豊田市



第3章 とよた地域クラブ活動

1 活動方針

勝利至上主義に陥らず、生涯スポーツ・生涯学習の視点に立ち、こどもたちが自ら進んでスポーツ・文化芸術活動等に親しむ資質や能力を育成するとともに、様々な体験を通じて将来を考えるきっかけとなる活動を目指します。

2 対象者

市内在住の中学生を基本とし、クラブ運営に支障がない範囲で小学生の参加も可とします。

3 地域指導者等

(1) 指導者等の区分

- ・区分を以下の2種類に分け、円滑なクラブ運営や参加促進を図ります。

区分	役割	謝金
技術指導者	技術的な指導、練習メニューの作成、地域学校共働本部との連絡調整 など	有
補助員	技術指導者のサポート・代理（指導補助、安全管理のための見守りなど）	有

- ・「地域サポーター（無償）※」も合わせて募集します。
※準備・片付け等の活動支援や、中学生のために活動に参加する人
- ・「あいち地域クラブ人材バンク」を活用するとともに、豊田市独自の人材バンクを運用し、人材を確保します。
- ・教員の兼職兼業を認めるとともに、市職員の積極的な参加や大学・企業への働きかけなど、様々な方策を検討します。

(2) 対象者

以下のすべてを満たす人材を対象者とします。

- ① こどもと適切に関わることができる者
- ② スポーツ、文化芸術等の技術的な指導または活動の安全管理が行える者
- ③ 活動・指導方針及び「とよた地域クラブ部活動ガイドライン」※を遵守できる者
※運営を行う上での指針。令和8年度の夏までは「豊田市中学校部活動ガイドライン」
- ④ 18歳以上の者（高校生は不可）

(3) 配置基準

- ・登録は、1 種目に 2 人以上（技術指導者は必ず 1 人以上）を基本とします。
- ・活動中は 2 人の配置を基本とし、活動の安全性が確保できる場合は 1 人の配置も可とします。
- ・参加者が多い場合や種目の特性に応じ、増員配置を可とします。

(4) 保険

市が一括して傷害・賠償責任保険に加入し、保険料も市が負担します。

(5) 質の確保・向上

- ・指導前に面接を行い、参加理由や指導経験等について直接確認します。
- ・研修プログラムを運用し、必要な知識の習得や指導技術向上を支援します。
- ・活動に対する意見や苦情等を共有し、指導意識の向上につなげます。

4 活動場所

- ・基本的にこれまでの部活動と同様、中学校（グラウンド、体育館、本校舎等）を活動場所とします。
- ・通学する中学校に希望する種目がない場合は、他の中学校で行われている活動も選択可能とします。
- ・複数の地域が合同で活動する場合は、地域の事情に応じて活動場所を調整します。
- ・一般利用を阻害しない範囲で、スポーツ施設や交流館等の地域施設の利用も可能とします。



5 活動日等

(1) 活動時間

- ・基本的にこれまでの部活動と同様とします（授業後～日没前／平日3日、土日はいずれか3時間程度）。
- ・ただし、冬季（11月～1月）の平日は活動できる時間が極めて短いため、原則、種目ごとの活動を休止します。

<参考①：2023年日の入時間（愛知県）>

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
18:13	18:38	19:01	19:11	18:56	18:20	17:37	16:59	16:40	16:51	17:20	17:47

<参考②：学校の現状（冬季）>

活動休止：8校、10～20分程度活動：14校、30分程度活動：6校

(2) 活動量

- ・練習の効果を高めるには、トレーニング負荷と回復のバランスが大切で適切な休養を設定する必要があります。
- ・休養のある規則正しい生活を送ることは、スポーツ障害やケガの防止及び効率的な体力向上につながります。
- ・上記を踏まえ、活動量については以下のとおりとします。

【授業期間中の活動】

- ・平日の活動は3日までとする
- ・土日の活動時間はいずれか3時間程度までとする
（冬季は土日両日3時間程度の活動も可とする）
- ・大会への参加等により、やむを得ず土日とも活動する場合は代替休養日を設ける

【長期休業中（夏休み等）の活動】

- ・週5日を上限とする
- ・協会・連盟等が主催する大会が行われるなど、週の活動日数が5日を超える場合は、他の週で代替休養日を設ける
- ・活動時間は3時間程度までとする

6 活動内容

(1) 種目

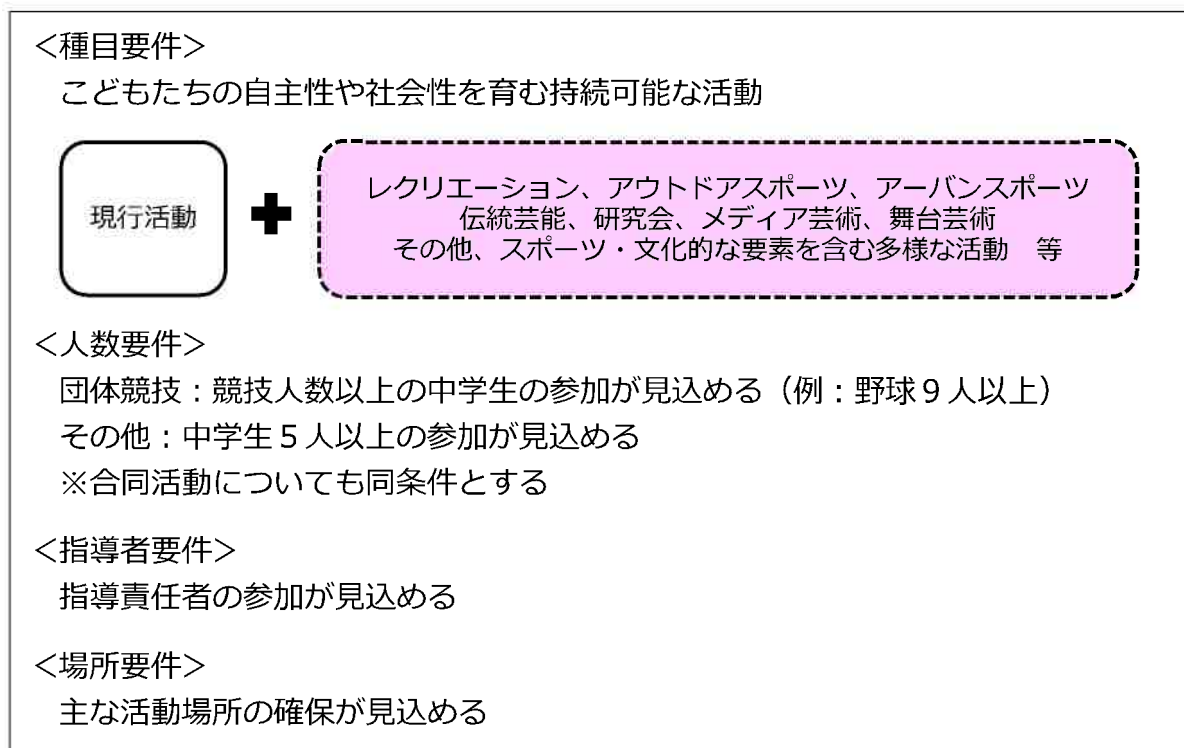
①令和8年度

こどもたちへの影響を最小限に抑えるため、令和8年度の移行時は、現行の学校部活動の種目をそのままとよた地域クラブ活動の種目として設定します。

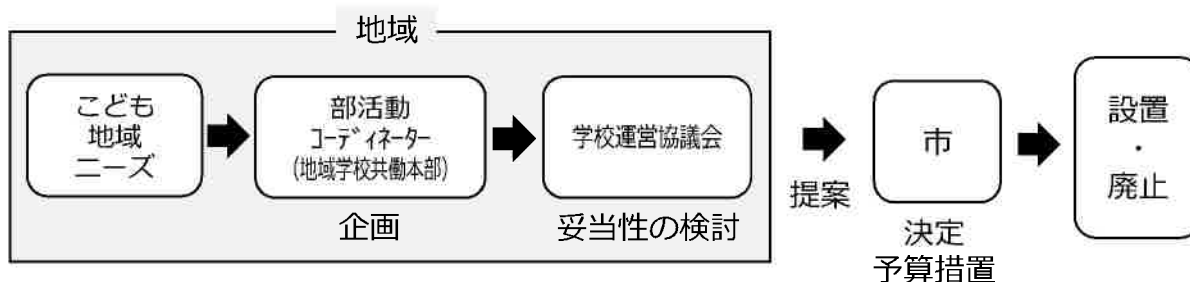
②令和9年度以降

新たな魅力を創造していくため、地域からの提案によって、多様な種目（活動）の新設を積極的に認めていくとともに、既存種目の廃止を行います。

【新設条件】



【新設・廃止の提案方法】



(2) 体験機会の充実

- ・複数の種目・活動に参加できることとし、こどもたちの選択肢を広げます。
- ・クラブ運営に支障がない範囲で、いつでも体験参加を認めることとします。

7 大会・コンクール

(1) 国の動向

大会の参加資格については、既に日本中学校体育連盟において「全国中学校体育大会開催基準」を改正し、令和5年度から地域のスポーツ団体等の参加が認められました。

また、全日本吹奏楽コンクールについても、中学生の部で既に合同バンドや地域バンドが参加可能となっています。

(2) 愛知県の動向

令和6年度の愛知県中学校総合体育大会は、学校部活動を母体とし市町村が主体で発足したチーム（地域クラブ活動）については、全競技参加できることとなっているため、今後の愛知県中学校総合体育大会についても「とよた地域クラブ活動」は参加できる見込みです。

大会の参加については、国・県とも地域クラブ活動の参加に門戸を開きつつも、学校部活動に参加することもちのちの不利益が生じないように、関係機関と調整を図りながら進めているため、引き続き動向を注視していきます。

また、上記大会をはじめ、競技団体等が主催する大会やコンクールについても、これまで部活動顧問である教員がその運営の一部を担ってきたため、今後は教員以外の者が運営スタッフとして関わる仕組みを設けるなど、持続可能な運営の仕組みづくりを主催者とともに模索していきます。

8 費用

- ・こどもたちが誰でも気軽に参加できるよう原則無料とします。
- ・これまで学校ごとに徴収していた部費等の徴収は行わず、備品の購入や修繕など活動にかかる経費は市が負担します。
- ・ただし、障害・賠償責任保険は市で一括加入し（必須）、保険料は各家庭の負担とします。

※地域クラブ活動は学校教育外の活動となるため、学校教育に係る保険（日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入）とは別に、けが等を補償する保険や個人賠償責任保険への加入が必要

9 運営

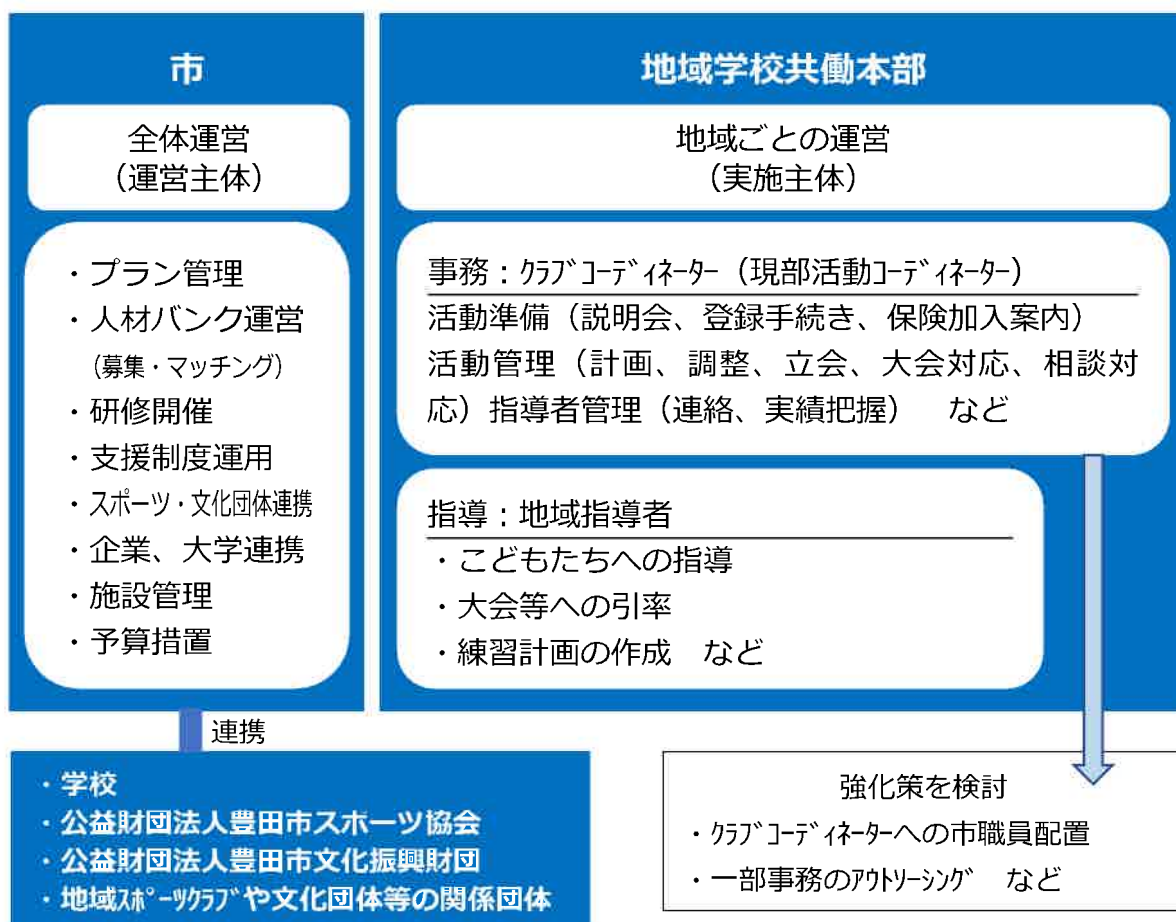
(1) 体制

- ・新たな仕組みの運営を担う団体は、持続可能な体制でなければならないため、市と地域学校共働本部※が協力し合いながら運営することとします。

※地域学校共働本部

- ・地域と学校をつなぎ、学校・家庭・地域が一体となって、こどもの成長を支える組織
- ・現在は主に学校へのボランティア派遣や地域貢献活動を実施

- ・管理運営については、取り組むべき内容が多岐に渡るため、学校をはじめ、公益財団法人豊田市スポーツ協会や公益財団法人豊田市文化振興財団、その他関係団体等と連携した運営方法を模索しながら、効果的に運営できる体制づくりに努めます。
- ・また、これまで顧問が行っていた業務（指導・事務）を1人の人物が担うことは、持続可能性からも現実的ではないため、役割を分けるとともに、地域学校共働本部の体制の強化策を検討します。
- ・なお、送迎の負担も考慮し、通常の活動は身近な中学校で活動できるよう配慮しましたが、合同練習や大会の送迎については、必要に応じて保護者の方々にも地域の一員としてご協力いただくことを想定しています。



(2) 運用ルール

- ・関係者が共通理解を図ることができるよう、運用ルールをまとめた「とよた地域クラブ活動ガイドライン」を作成します。
- ・作成にあたっては、「豊田市中学校部活動ガイドライン」を参考に練習計画の作成や安全管理などの内容を明記するほか、保険加入の義務、学校との連携内容等も明記し、こどもや保護者、指導者等が安全・安心に活動できるよう配慮します。

(3) 連絡・調整

- ・市、地域学校共働本部、学校との連携は特に重要であることから、日常的な連絡や相談を確実に行うことができる仕組みを整えます。
- ・また、地域住民にこの活動を知っていただく、応援していただくことは極めて大切なことから、活動日や活動内容、大会日程などを周知するための手法を検討します。
- ・種目（チーム）ごとの連絡については、学校を介さず、個人の連絡先交換なしで指導者と保護者間での連絡ができ、かつ、スケジュール管理ができる専用のアプリを導入します。



<ポイント解説> とよた地域クラブ活動と学校部活動の対比

	学校部活動	とよた地域クラブ活動
位置づけ	学校教育の一環	社会教育の一環
対象者	所属中学校の生徒	市内在住の中学生を基本とし、支障がない範囲で小学生の参加も可
主な指導者	【指導】教員 【事務】教員	【指導】地域指導者 【事務】クラブコーディネーター
活動場所	学校	学校（交流館等も可）
活動日	平日：3日まで（火・水・金） 土日：いずれか1日	平日：3日まで （11～1月は休止） 土日：いずれか1日 （11～1月は両日可）
活動時間	平日：日没までに帰宅できる時間 土日：3時間程度	平日：日没までに帰宅できる時間 土日：3時間程度
活動内容	各学校で決定	令和8年度 現行部活動を継承 令和9年度以降 現行部活動+新活動
大会等	学校単位で出場	地域クラブとして出場
費用	無償（一部保護者負担あり）	無償（一部保護者負担あり）
運営団体	教育委員会・学校	市・地域学校共働本部
責任	同上	同上

第4章 持続可能な活動に向けて

1 協議機関

豊田市では、令和5年3月に、こどもたちが持続的にスポーツ・文化芸術活動等ができるよう、地域の実情に応じた新たなスポーツ・文化活動等の環境を整備することを目的として、「豊田市こどものスポーツ・文化活動に関する協議会」を設置しました。

当該プランの内容や展開状況、効果検証等について協議するとともに、目指すべきこどものスポーツ・文化芸術活動等の在り方等について、定期的に協議を行っていきます。

豊田市こどものスポーツ・文化活動に関する協議会

<委員名簿>

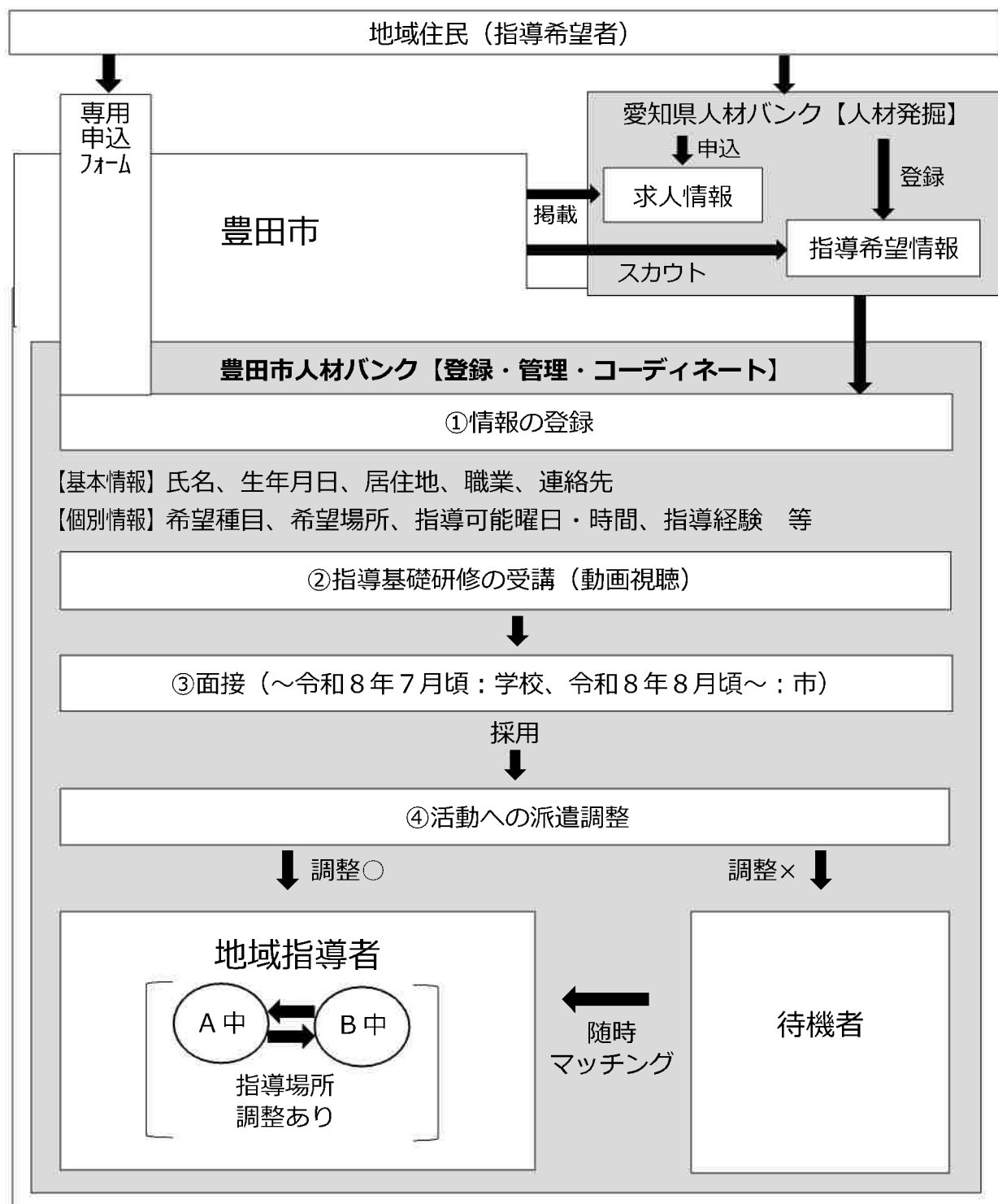
令和6年度時点

区 分	氏 名	所 属
会長	中野 貴博	中京大学 スポーツ科学部 教授
副会長	藤田 雅也	静岡県立大学短期大学部 こども学科 (美術教育研究室) 教授
委員	粕谷 浩二	(公財)豊田市スポーツ協会 常務理事
委員	藤本 聡	(公財)豊田市文化振興財団 専務理事
委員	加藤 矢舟	豊田文化団体協議会 会長
委員	佐久間 政明	地域ぐるみの教育推進委員会委員長
委員	三浦 秀一	豊田市小中学校長会 副会長
委員	八木 健次	豊田市 生涯活躍部長
委員	中垣 秋紀	豊田市教育委員会 教育部長

2 人材バンクの運用

愛知県が設置した「あいち地域クラブ活動人材バンク」の活用に加え、人材登録・管理機能を有する本市独自の人材バンクの運用によって、人材を確保し、必要な地域に必要なタイミングで指導者を派遣していきます。

地域指導者の流れと人材バンクの関係



3 指導者研修プログラムの運用

面接のほか、指導前、指導中に受講する２段階の研修を用意し、地域指導者（技術指導者及び補助員）に受講してもらうことで、安心、安全で質の高い「とよた地域クラブ活動」の展開につなげます。

（１）指導基礎研修【受講必須科目】

目的：地域指導者が活動概要や安全管理等の基本的な知識を学ぶことで、教育的配慮をした適切な指導が行えるよう支援します。

手法：オンデマンド（映像視聴研修／市公式 YouTube で映像公開）

内容：「愛知県部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン」やスポーツ協会・学識経験者等へのヒアリングによって選定（下表のとおり）

No	名称	内容
1	とよた地域クラブ活動	部活動を地域主体で行うことになった経緯や、活動の意義・効果、豊田市の目指す姿等を伝える
2	地域指導者の手引き	運営ガイドライン※に則した体制や活動時間等のルール等や指導者の役割等を伝える ※～R7「部活動ガイドライン」を適用
3-1	中学生の心身発達	中学生の身体的な発達状況や精神的な特徴を伝える
3-2		性別の違いによる体格の違いや、配慮すべきことを伝える
4-1	ハラスメント防止	パワーハラスメント・セクシュアルハラスメント等のハラスメントに関する正しい知識を伝える
4-2		ハラスメントの実例を紹介し、理解を促進する
5	安全管理 （熱中症・自然災害）	熱中症を未然に防ぐための正しい知識や、天候等の環境条件・自然災害時に配慮すべき対応を伝える
6	安全管理（事故）	事故等の緊急事態が発生した場合の対応や、怪我等に対しての適切な処置方法等を伝える
7	保護者との連携	こどもや保護者との信頼関係・協力体制を築くためのポイントを伝えるとともに、よくある相談内容等を紹介する

※各研修の時間（映像視聴時間）は 10 分～20 分程度を目安に設定

※研修内容を振り返り理解を促進するためのオンラインテストを用意

※地域サポーターや保護者等にも案内

（２）指導力向上研修【受講任意科目】

目的：地域指導者が最新のコーチング方法や種目に特化した指導技術を学ぶことで、子どもたちに対してより良い指導が行えるよう支援します。

内容①：集合研修

対面での講義や指導者間での意見交換等を行う研修を年２回開催します。

<例>

No	名称	内容	時間
1	こどもの権利	こどもを取り巻く環境や豊田市こども条例等について学ぶ	20 分
2	コーチング	こどもが積極的に参加したくなるような声かけや雰囲気づくりの方法を学ぶ	30 分
3	緊急対応実践	AED の使用方法や、担架の組立、人工呼吸法等について実際に体験して学ぶ	30 分
4	地域指導者意見交換会	地域指導者としての振り返りや他指導者との意見交換を通じ、新たな気づきのほかモチベーションアップにつなげる	40 分

内容②：種目別研修

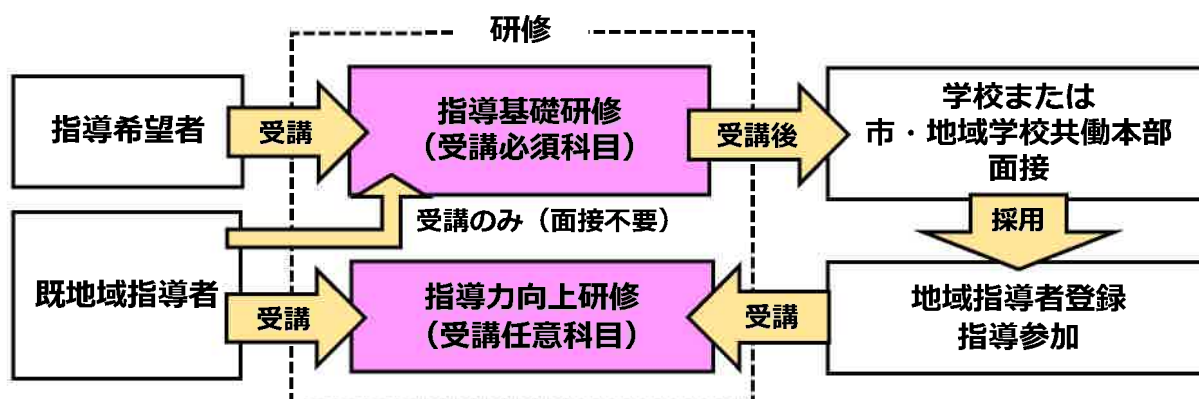
企業や大学と連携し、種目に特化した技術指導研修を随時実施します。

<例> トヨタ自動車硬式野球部コーチによる中学校野球部指導の見学
愛知県立芸術大学との連携による吹奏楽指導者研修

（３）その他【受講推奨】

（１）・（２）の他、日本スポーツ協会がオンラインコンテンツとして公開している研修動画（ハラスメント防止、ケーススタディ等）の視聴も案内します。

受講の流れ：採用面接の前に研修受講してもらうことで、面接時に研修に対する理解度等を確認し、採用の可否に反映させる



4 地域学校共働本部の強化

地域学校共働本部は、これまで行ってきた「共働の学校づくり推進事業」に加え、市との共働により「とよた地域クラブ活動の運営」を新たに担っていきます。

とよた地域クラブ活動の運営は、持続可能な体制で行う必要があるため、事務をクラブコーディネーターが担い、指導を地域指導者が担う分業制とします。

また、クラブコーディネーターには市職員を事務員として派遣し、多岐にわたる業務の進捗管理や、責任を伴う事務作業を確実に遂行します。また有償ボランティアとして参加いただく方々の活動時間の調整やとりまとめを行います。



クラブコーディネーター配置イメージ（年間 1,500 時間程度を想定）

市職員（事務員） 週 17 時間×50 週 850 時間

有償ボランティア 4 時間×週 2 日×40 週 320 時間

有償ボランティア 3 時間×週 2 日×40 週 240 時間

有償ボランティア 2 時間×週 3 日×15 週 90 時間

5 応援制度の運用

地域社会全体でこどもを支える仕組みとして、地域や企業のみなさまから財政支援や物品支援、その他人材の支援等を募る応援制度を創設し、運用します。

（１）応援内容

① 財政支援【個人・団体】

とよた地域クラブ活動への寄付金（指導者謝金や道具・楽器等の修理代などへ充当）

② 物品支援【個人・団体】

スポーツ・文化芸術に関する用品や飲料、医療品などの寄付

③ 指導者支援【団体】

- ・団体内での広報
- ・指導希望者の紹介、斡旋
- ・指導者として参加しやすい団体内の制度整備

④ その他、こどものスポーツ・文化芸術活動等の支援【個人・団体】

（２）応援のメリット

- ・応援企業としての登録（登録証の発行）
- ・豊田市ホームページ等への団体・個人名掲載 など

➡CSR 活動の一環として関係者のモチベーション向上や社会評価の向上が見込めます

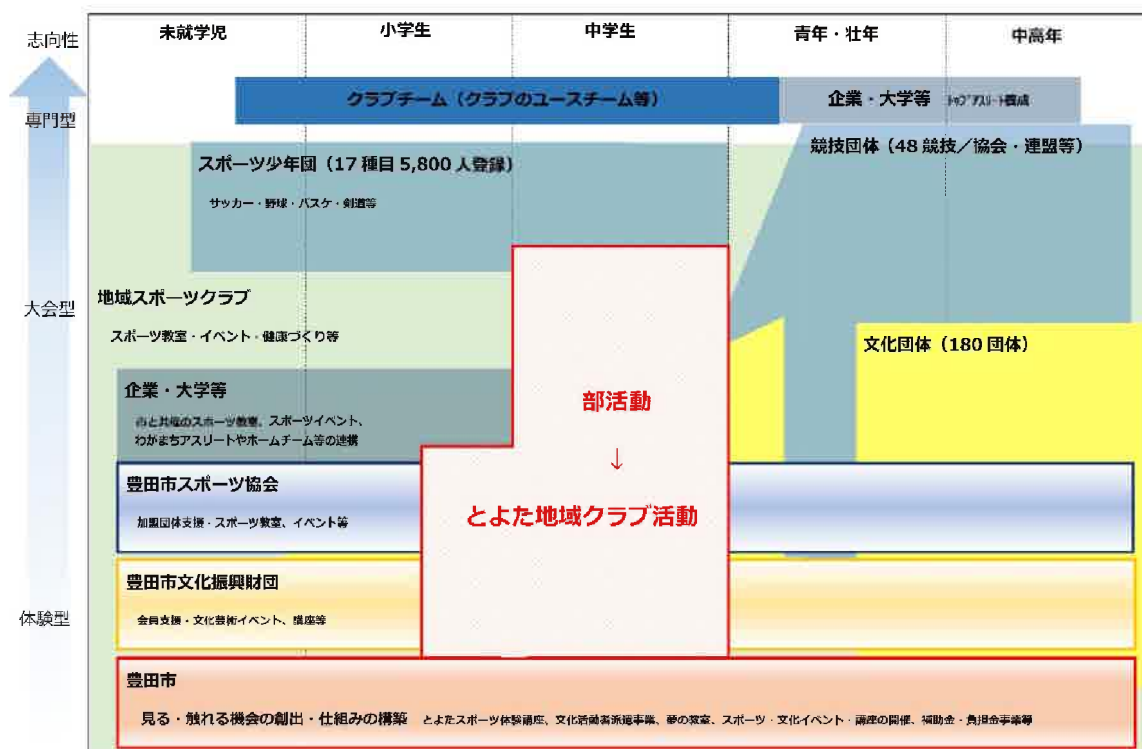


第5章 その他環境整備

1 こども向けスポーツ・文化芸術活動に対する支援

豊田市には、すでに数多くのスポーツ・文化芸術活動があります。こどもたちの体験機会を十分に確保するためには、部活動を継承・発展させる「とよた地域クラブ活動」だけでなく、既存の活動や、新たな活動の存在が極めて重要です。

市内スポーツ・文化芸術活動の分布図（年代・志向性別）



「とよた地域クラブ活動」は、こうした活動団体との連携・共働（指導者派遣や研修プログラム作成等）を進めます。

また、その他の環境整備として、地域でこどもたちがスポーツ・文化芸術活動を楽しめる環境の充実を目指し、以下の取組を行っていきます。

（１）多様な活動の紹介

地域でのスポーツ・文化芸術活動が検索できるウェブサイトを立ち上げ、こどもたちが自身の関心によって気軽に活動を調べることができるようにします。

（２）指導者の紹介

人材バンクに登録している指導者の意向を確認の上、指導者を必要としている活動団体に紹介できる仕組みを整備します。

2 小学生の環境整備

昨今、小学生を取り巻く環境は大きく変化しています。

① スポーツ実施率（第1章4「ライフステージに応じた活動環境」再掲）

豊田市の小学生のスポーツ実施率は、全国平均等と比較し低い傾向にある。

1日60分以上運動する割合（5年生）

	国	愛知県	豊田市
男	50.3%	49.2%	48.2%
女	29.3%	27.8%	23.2%

出典：令和4年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査（スポーツ庁）

② 小学校の部活動

令和4年度から豊田市立小学校の部活動は廃止

③ 各種意見

スポーツ・文化いずれも、こどもに対する機会の充実や普及を期待する市民の意見が多く、こども自身も運動をしたいという意見が多い。

◆豊田市の教育に関するアンケート調査（R2）

【スポーツ】市が力を入れるべきこと：年齢層にあったスポーツの普及 36%（最多）

【文化】文化環境の充実に必要なこと：こどもが文化芸術に親しむ機会の充実 45.6%（最多）

【文化】文化的環境が充実する効果：こどもが心豊かに成長する 49.6%（最多）

◆小学3年～6年生（13,952人）へのアンケート調査（R5）

これからやってみたいと思うこと：運動する 49.2%（最多）

「とよた地域クラブ活動」等への参加を促進するためには、小学生のスポーツ・文化芸術活動等の環境整備も一体的に進める必要があるため、以下の取組を進めます。

（1）小学校単位でのクラブ活動の設置

一部の小学校で地域活動として行われているクラブ活動を他地域にも広げていきます。

（2）とよた地域クラブフェスタ

中学校区ごとに「とよた地域クラブ活動」の内容等を小学生に紹介する体験イベントを開催し、将来通う学校で行われている活動に関心を持つきっかけをつくります。

（3）小学生向けスポーツ・文化芸術体験機会の拡充

大学・企業・関係団体と連携し、多様な体験機会を創出していきます。

第6章 経緯・スケジュール

(1) これまでの動向と取組状況

年度	国・愛知県		豊田市
R2	学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について（9月／文部科学省） ➡令和5年度以降、段階的に地域移行		
R3			モデル事業として市内4校で地域指導者と連携した休日部活動を実施
R4	学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（12月／スポーツ庁・文化庁） ➡改革推進期間の設定（R5～R7）		・モデル事業を2校追加し6校で実施 ・シンポジウム「部活動の地域移行って何？」の開催（2月） ・豊田市こどものスポーツ・文化活動等に関する協議会の設置（3月）
R5	改革推進期間	部活動の地域移行・地域連携の進め方に関するガイドライン（6月／愛知県） ➡県内市町村向けに地域移行等の進め方を明示	・市内28校（全校）で地域指導者と連携した休日部活動を実施（地域指導者：約500人参加） ・こども・保護者向け実態・ニーズ調査・スポーツ・文化芸術団体、地域住民等へのヒアリング ➡地域移行プラン骨子（案）作成
R6		地域スポーツクラブ活動WG（10月／スポーツ庁） ➡改革実行期間（R8～R13）を設定し平日も移行を進める骨子案をとりまとめ	・地域移行プラン骨子（案）に対する意見聴取（スポーツ・文化芸術団体、地域住民、議会等） ➡地域移行プラン骨子の策定（9月） ・人材バンクの設置 ・研修プログラムの作成、運用開始 ・モデル事業（地域指導者の平日参加、新種目設置の実証等）の実施 ➡とよた地域クラブ活動展開プランの策定（3月）

(2) 今後の予定

年度		主な取組内容
R 7	改革推進期間	・市担当部署の設置（４月） ・地域指導者の平日活動への参加募集を全校で開始（４月） ・学校セキュリティシステムの更新（５月） ・「とよた地域クラブ活動」愛称募集（５月） ・応援制度の運用及び周知開始（７月） ・「とよた地域クラブ活動ガイドライン」の策定（７月） ・地域指導者向け指導力向上研修の開催（８月・２月） ・全地域学校共働本部を対象に強化策を実行（市職員の配置等）（９月） ・学校と地域学校共働本部で部活動を試行運用（１０～３月） ・スポーツ・文化芸術活動検索サイトの登録情報募集開始（１月）
R 8		・スポーツ・文化芸術活動検索サイトの紹介（４月） ・学校と地域学校共働本部で部活動を試行運用（４～８月頃） ・地域指導者向け指導力向上研修の開催（８月・２月） とよた地域クラブ活動開始（夏以降～） 種目や地域の実情に応じて弾力的に進める ・とよた地域クラブフェスタの開催（２月）
R 9		・新種目の活動開始（４月） ・地域指導者向け指導力向上研修の開催（８月・２月） ・とよた地域クラブフェスタの開催（２月） ・とよた地域クラブ活動の効果検証（１０月～３月）
R10		・地域指導者向け指導力向上研修の開催（８月・２月） ・効果検証やこどものニーズ、全国的な状況等を踏まえ、必要に応じて制度・体制の見直し（改善）を検討 ・小学生単位でのクラブ活動の拡充
R11	改革実行期間の中間年となる令和１０年度には、新たな仕組みの効果検証や全国的な状況を踏まえた上で中間見直しを行うほか、必要に応じて柔軟なタイミングで見直しを行っていく。	
R12		
R13		



Child
Friendly
Cities
Initiative

unicef 
for every child

とよた地域クラブ活動展開プラン 令和7年3月策定

編集：豊田市 教育委員会 学校教育課
豊田市 生涯活躍部 スポーツ振興課
豊田市 生涯活躍部 文化振興課